

# 令和6年度 奥越明成高等学校

## 生徒心得

### 1 学校生活

- (1) 始業時刻（ST時刻）は午前8時40分とし、それまでに教室に入っていること。
- (2) 下校時間は原則午後4時55分とする。この時刻以降は、教員の付き添い指導を必要とする。ただし、午後7時30分完全下校とする。
- (3) 遅刻・早退・欠課・外出・欠席・授業時間中の入退室は、所定の手続きによって許可を受ける。詳細は生徒指導部に問い合わせる。
- (4) 転学・退学・休学・復学・留学を求める生徒は、所定の手続きによって校長に願い出て許可を受ける。詳細は教務部に問い合わせる。
  - a 遅刻は月3回で誓約書、4回以上は8時15分から奉仕作業。それ以上はさらに厳しく指導される。
  - b 許可のない授業の退出や外出は特別指導になる場合がある。

### 2 みだしなみ

奥越明成高校の生徒として、就職や進学の際の面接に準じた服装・髪型をする。

※詳細は4月に示す頭髪・服装規定を厳守すること。

- (1) 制服・着用物
  - 1 学校指定の制服を着用する。制服の加工・変形は認めない。
  - 2 やむを得ない理由により異装の必要が生じた場合は、異装許可願いを提出し許可を受ける。
- (2) 頭髪及び化粧等
  - 1 髪型は清潔と品位を保つものとする。
  - 2 化粧品の使用は認めない。
  - 3 貴金属類等の装飾品を身に着けることを禁止する。
  - 4 華美な髪留めは禁止する。
- (3) 所持品および履物
  - 1 華美、高価な品物は持ち込まない。
  - 2 登下校時のサンダルやスリッパは禁止する。
  - 3 部活動以外の学習時は、学校指定の学年別内外シューズまたは指定スリッパを使用する。

### 3 考 査

考査中は考査に必要な筆記用具のみ机の上に置く。教科書、ノート、参考書などはロッカーまたは廊下に整頓して置き、机の中は空にする。（筆箱は机上に置かない）

### 4 風 紀

- (1) パチンコ店や不健全な場所への出入りは禁止する。
- (2) 万引きや暴力行為、他者への誹謗中傷など問題行動をしない。

## 5 交通安全

- (1) 生徒が自動車（軽自動車・自動二輪車を含む）・原動機付き自転車（電動キックボードを含む）を所有、運転、貸借することを禁ずる。ただし、所定の手続きを経て自動車学校への通学を許可された者が、自動車学校管理下の教習において行う運転練習はこの限りではない。
- (2) 自動車免許取得については別に定める。
- (3) バイク通学は認めない。
- (4) 自転車通学を希望する者は、自転車通学登録票を添えて自転車通学願いを提出する。また、指定された自転車置き場に整頓して置く。
- (5) 自転車通学用の自転車は、十分整備されて安全であることが確認され、学校に登録してステッカーを貼付したものでなければならない。
- (6) 交通安全を心がけ、二人乗り・無灯火・傘さし・イヤホン装着・携帯電話を操作しながらの運転など危険な自転車の乗り方をしない。
- (7) 事故を起こしたときは、速やかに生徒指導部に届け出る。

## 6 外出及び外泊

- (1) 夜間外出は午後9時までとする。
- (2) 外泊を禁止する。やむを得ず外泊する場合は保護者の承諾を得る。

## 7 旅行

- (1) 旅行の際は保護者の承諾を得て旅行届に必要事項を記入し、学級担任を経由して生徒指導部に提出する。
- (2) 学生割引証が必要な場合は、上記の手続きをして事務部に申し出て交付を受ける。

## 8 合宿等

部活動や学級活動等での合宿等は、計画書を提出しなければならない。なお、本校の教職員または学校が認めた指導者の同行がなくては許可されない。

## 9 アルバイト

- (1) 1学年に在籍している間は原則アルバイトを禁止する。
- (2) やむを得ない理由によりアルバイトをする場合は、保護者・学級担任の承諾を得、生徒指導部に届け出て許可を受けなければならない。ただし、不健全業種・危険を伴う業種・負担過重な業種及び夜間に勤務を必要とする業種は認められない。次のような場合は不許可とすることがある。
  - a 欠席、早退、遅刻が著しく多い者
  - b 審議前の成績（中間・期末）において欠点科目が3科目以上ある者
  - c 過去に特別指導を受けた者、また、許可を受けた者が特別指導を受けることになった時は、一定期間その許可を停止する。

## 10 諸 届

次のような場合は、学級担任を通じて学校に届け出る。

- (1) 氏名・現住所・保護者に変更が生じたとき。
- (2) 家族に法定伝染病が発生したとき。
- (3) 通学方法に変更が生じたとき。
- (4) 家族に不幸の事態が生じたとき。

注 忌引きの期間は下記のとおりとする。(教職員の基準に準ずる)

父母の死亡7日以内、祖父母の死亡3日以内、兄弟姉妹の死亡3日以内、おじお婆の死亡1日  
曾祖父母の死亡1日、その他の同居家族等1日、父母の法要1日

## 11 その他

(1)～(4)の場合は、生徒指導部に届け出て許可を得る。

- (1) 掲示・ピラ及び印刷物の配布。
- (2) 校内で新しく団体をつくる、または集会を行う。
- (3) 学校生活に不必要なものは校内に持ち込まない。持ち込む必要のある場合は許可を得ること。
- (4) 施設設備を使用する場合は当該主任に許可を得て使用する。万一、破損した場合は生徒指導部と保健部に届け出ること。やむを得ない場合以外は弁償しなければならない。
- (5) 生徒手帳は保管し、生徒カードは常に携帯する。